

平成 28 年 1 月 5 日

城東統括支部会員各位

東京都社会保険労務士会城東統括支部
統括支部長・江東支部長 会沢 力
足立・荒川支部長 佐藤 元明
葛飾支部長 疋田 秀裕
墨田支部長 田中 誠
江戸川支部長 山本 昌之

平成 27 年度後期 城東統括支部必須研修会のご案内

寒冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より統括支部の運営について格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。心より厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

このことに関し、厚生労働省から社会保険労務士が業務を行う上でのガイドライン（素案）も示されてきています。このガイドラインでは、障がい者への差別的取り扱いをしないこと、また必要かつ合理的配慮を行う上での必要な考え方などが示されています。

そこで、今回の必須研修会では、「障害者差別解消法」施行に向け、社会保険労務士が業務を行っていくうえでどのようなことを理解しておかなければならないのか、どのような対応をとるべきなのかについてご講義いただきます。

ご多忙の時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成 28 年 2 月 1 日（月）
受付 午後 1 時 30 分開始
研修 午後 2 時 00 分 開始～午後 4 時 20 分 終了予定
2. 会 場 カメリアホール（亀戸文化センター）
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 3F
電話 03-5626-2121（代表）
JR 総武線「亀戸」駅 徒歩 2 分
3. 研修テーマ ①「障害者差別解消法施行に向けての対応」（90 分）
講師：上智大学 法学部 永野仁美 准教授
②「マイナンバー制度開始で、ますます重要になる電子申請！」（20 分）
講師：業務推進委員会 電子化部会委員

(注意事項) ※代理受講につきましては受講シールの配布は出来ませんのでご了承願います。

平成 27 年度前期 城東統括支部必須研修会 お申込用紙

※FAX でのお申し込みは、この用紙(2枚目)のみでお願い致します。

江戸川支部申込先 : 研修委員長 藤浦 隆英 宛

E-mail : takahide0505ls@labor-section.jp

FAX : 03-3869-6964

※ 準備の都合上、平成 27 年 1 月 15 日 (金) 迄にお申し込みください。

期日厳守でお願い致します。

..... 申 込 書

平成 27 年 10 月 15 日 城東統括支部必須研修会に参加します。

ふりがな 参加者氏名	事務所名 連絡先電話番号	種別 (○を付けてください)
		開業・勤務・法人
		開業・勤務・法人
		開業・勤務・法人

FAX よりも便利でカンタン！ 江戸川支部のホームページからも申し込みができます。

<http://www.edogawasr.jp/> にアクセスします。

メニューにある「会員ページ」にアクセスします。

(ID「edogawa」パスワード「mynumber01」)を入力ください。

城東統括支部必須研修会のページがありますので、ここからお申込みください。